

**(仮称)駅前大橋線軌道建設事業
環境影響評価書**

令和元年 10 月

広 島 市

環 境 影 響 評 価 書

都市計画決定権者の名称等		名 称：広島市 代表者：広島市長 松井 一實 所在地：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
都市計画対象事業の目的		「第 2 章 2.1 都市計画対象事業の目的」参照
都市計画対象事業の名称		(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業
都市計画対象事業の内容	都市計画対象事業の種類	軌道の建設
	都市計画対象事業の規模	約 1.2km
	都市計画対象事業の実施を予定している区域	広島市南区松原町～広島市南区比治山町
	都市計画対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期	「第 2 章 2.3 都市計画対象事業の内容」参照
	対象事業の実施を予定している区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要	「第 2 章 2.3 都市計画対象事業の内容」参照
	都市計画対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の活動の内容の概要	「第 2 章 2.3 都市計画対象事業の内容」参照
	都市計画対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要	「第 2 章 2.4 都市計画対象事業に関連する事業」参照
	その他都市計画対象事業の内容に関する事項	「第 2 章 2.3 都市計画対象事業の内容」参照
都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の状況		「第 3 章 都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条の規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解		「第 5 章 5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解」参照
実施計画書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての都市計画決定権者の見解		「第 5 章 5.2 実施計画書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解」参照

都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照
環境影響評価の結果	環境影響評価の項目ごとに取りまとめた調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	「第 7 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」参照
	環境の保全のための措置	「第 8 章 環境の保全のための措置」参照
	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置	「第 9 章 事後調査計画」参照
	都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価	「第 10 章 環境影響の総合的な評価」参照
環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称：株式会社トーニチコンサルタント 広島事務所 代表者：所長 横井 輝明 所在地：広島市中区橋本町 10 番 1 号 橋本 510 ビル
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解		「第 11 章 11.1 準備書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解」参照
公述意見書の概要及び当該公述意見書についての事業者の見解		－（公聴会の開催はなし）
準備書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての都市計画決定権者の見解		「第 11 章 11.2 準備書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解」参照
都市計画対象事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称		「第 12 章 都市計画対象事業に係る許認可等・特定届出」参照
都市計画対象事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称		「第 12 章 都市計画対象事業に係る許認可等・特定届出」参照
そ の 他		

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称等	1-1
1.2 事業者の名称等	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の目的	2-1
2.2 都市計画対象事業の名称	2-1
2.3 都市計画対象事業の内容	2-1
2.3.1 都市計画対象事業の種類	2-1
2.3.2 都市計画対象事業の規模	2-1
2.3.3 都市計画対象事業の実施を予定している区域	2-1
2.3.4 都市計画対象事業の本線路の数	2-1
2.3.5 都市計画対象事業に係る軌道施設の設計の基礎となる車両の最高速度	2-1
2.3.6 その他都市計画対象事業の内容に関する事項	2-3
(1) 都市計画対象事業の計画概要	2-3
(2) 工事計画	2-9
(3) 供用計画	2-18
2.4 都市計画対象事業に関連する事業	2-20
第3章 都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	3. 1-1
3.1 自然的状況	3. 1-1
3.1.1 大気環境	3. 1-1
3.1.2 水環境	3. 1-14
3.1.3 土壌環境	3. 1-21
3.1.4 生物環境	3. 1-28
3.1.5 景観等	3. 1-32
3.1.6 一般環境中の放射性物質	3. 1-38

3.2	社会的状況	3.2-1
3.2.1	人口	3.2-1
3.2.2	産業	3.2-1
3.2.3	土地利用	3.2-3
3.2.4	水域利用	3.2-6
3.2.5	交通	3.2-8
3.2.6	環境の保全等に配慮が必要な施設	3.2-13
3.2.7	生活環境施設	3.2-16
3.2.8	環境の保全のための法令等	3.2-19
第4章	環境配慮事項	4-1
4.1	地域の環境特性	4-1
4.2	事業別の環境配慮事項	4-2
4.3	本事業の環境配慮事項	4-3
第5章	実施計画書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-1
5.1	実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-1
5.2	実施計画書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解	5-3
第6章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
6.1	環境影響評価項目の選定	6-1
6.2	調査、予測及び評価の手法	6-6
第7章	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	7.1-1
7.1	大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等）	7.1-1
7.2	騒音	7.2-1
7.3	振動	7.3-1
7.4	水質（水の汚れ、水の濁り）	7.4-1
7.5	土壌汚染	7.5-1
7.6	日照阻害	7.6-1
7.7	電波障害	7.7-1
7.8	景観	7.8-1
7.9	廃棄物等	7.9-1
7.10	温室効果ガス等（二酸化炭素）	7.10-1

第8章 環境の保全のための措置	8-1
第9章 事後調査計画	9-1
9.1 事後調査項目の選定	9-1
9.2 事後調査の内容	9-2
第10章 環境影響の総合的な評価	10-1
10.1 工事の実施の総合評価	10-1
10.2 施設の存在の総合評価	10-3
10.3 施設の供用の総合評価	10-4
第11章 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解	11-1
11.1 準備書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解	11-1
11.2 準備書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解	11-3
第12章 都市計画対象事業に係る許認可等・特定届出	12-1

用語解説

